

○大船渡市地域安全条例

平成12年 9 月29日 条例第17号

大船渡市地域安全条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の安全意識の高揚及び自主的な安全活動の推進を図ることにより、犯罪、事故等を未然に防止し、もって安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民」とは、市内に住所を定める者及び滞在する者並びに市内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者をいう。

2 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、安全で住みよい地域社会の実現を図るため、地域の安全に関する事項を推進するものとする。

2 市は、地域の安全に関する事項を推進するに当たっては、関係する機関及び団体と連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第 4 条 市民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、この条例の目的が達成されるよう協力するものとする。

(地域安全推進協議会の設置)

第 5 条 地域の安全活動を円滑かつ総合的に推進するため、大船渡市地域安全推進協議会を置く。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年10月 1 日から施行する。